

報告第2号

専決処分の報告について

みやき町長の専決処分事項の指定に関する条例（平成29年みやき町条例第15号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和 6年11月 1日提出

みやき町長 岡 毅



専決処分第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額の決定について

令和6年10月3日

みやき町長 岡



損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、法律上町の義務に属する損害賠償に関し、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 和解の相手方

省略

2 事案の概要

令和 6 年 8 月 10 日午前 10 時 30 分頃、みやき町大字寄人 1705 番 4 地先の町道大坂間東津線を社用トラックにて走行中、車道西側の道路側溝の上を走行した際に、側溝に設置している側溝蓋が車両の重みで浮き上がり、トラック下部にあるバッテリーに引っ掛かったことによりケースごと破損した事故であり、町が相手方の損害額を負担することにより示談しようとするもの。

3 和解の内容

町は、相手方に対し、損害賠償金として 91,872 円を支払う。



大坂間

大坂間

住宅型有料
老人ホーム
みかわの郷

町道三城線

大坂間
農村公園

町道大坂間東津線

事故発生箇所

事務所

字寄人